

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

15 時 00分

様式 9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 12 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25130報)

2023 年 11月 4日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- プラント関連パラメータ [11月4日11時00分現在]</li> <li>- サブドレン等 分析結果 [採取日 11月3日]</li> <li>- 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 11月3日]</li> <li>- 構内排水路 分析結果 [採取日 11月3日]</li> <li>- 護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 11月1日、11月3日]</li> <li>- 海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 11月3日]</li> </ul> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>・放出を継続しているALPS処理水測定・確認用タンクA群の放出実績は以下の通りです。 放出実績 11月3日0時00分~24時00分の実績 約456m<sup>3</sup> サブドレン他水処理施設一時貯水タンクLの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、11月5日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 10月31日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有(有)り・無し (注4)</p>
その他の事項の対応(注5)	なし

(2/12)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(3/12)

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ  
2023年11月4日 11:00現在

2023年11月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.2 m <sup>3</sup> /h	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h	給水系: 3.8 m <sup>3</sup> /h CS系: m <sup>3</sup> /h	※6
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 25.9 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 16.7 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 24.4 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 34.9 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 34.5 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 28.9 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 28.3 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 24.6 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 25.0 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 35.0 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH-12-16B (TE-16-114G#1): 34.9 °C	PCV温度 (TE-16-002): 27.3 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 28.6 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.14 kPa g	2.35 kPa g	0.50 kPa g	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.96 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 13.79 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A: 6.14 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.09 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A: 7.27 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 7.49 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	19.1 m <sup>3</sup> /h	16.84 Nm <sup>3</sup> /h	20.11 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.03 vol% B系: 0.03 vol%	A系: 0.12 vol% B系: 0.11 vol%	
原子炉格納容器 放射線強度 Xe135) ※2	A系: 指示値 1.34E-03 Ba/cm <sup>2</sup> 検出限界値 4.69E-04 Ba/cm <sup>2</sup> B系: 指示値 1.43E-03 Ba/cm <sup>2</sup> 検出限界値 3.54E-04 Ba/cm <sup>2</sup>	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm <sup>2</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm <sup>2</sup>	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>2</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>2</sup>	
使用済燃料プール 水温度	26.4 °C	25.5 °C		※5
FPC 注水ノック 水位	4.28 m	4.06 m		※6
				66.5 X 100mm

※1: 指示値が0.00%の場合に設定する。(体積濃度の感度が高い場合は、計測精度によりマイナスイオン表示される場合があります)

※2: 指示値が0.00%の場合に設定する。原子炉格納容器内水素濃度の測定は、計測精度によりマイナスイオン表示される場合があります。

※3: 指示値が0.00%の場合に設定する。原子炉格納容器内窒素封入量の測定は、計測精度によりマイナスイオン表示される場合があります。

※4: 窒素封入停止中

※5: 全炉格納容器の放射線強度は、計測精度によりマイナスイオン表示される場合があります。

※6: 作業中に水位が変動する場合があります。

※7: 福島第一原子力発電所

※8: 1号機原子炉格納容器内水素濃度の測定は、計測精度によりマイナスイオン表示される場合があります。(TE-1625H-90.6C)

【留意事項】  
各計測値については、仕様やその他の取組等の影響を受けて、通常の使用時と異なる値を示す場合があります。計測値の信頼性を確保するため、計測値の信頼性を確認し、必要に応じて計測値の補正を行います。計測値の信頼性を確保するため、計測値の信頼性を確認し、必要に応じて計測値の補正を行います。

2023年11月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

## サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/11/03 07:51	< 6.4E+00	< 4.9E+00	1.7E+02
2号機サブドレン	2023/11/03 07:46	< 1.8E+01	6.4E+01	3.4E+03
3号機サブドレン	2023/11/03 07:25	< 4.8E+00	< 4.9E+00	< 3.8E+00
4号機サブドレン	2023/11/03 06:55	< 4.2E+00	< 4.2E+00	< 4.8E+00
5号機サブドレン	2023/11/03 08:08	< 4.5E+00	< 4.5E+00	< 4.3E+00
6号機サブドレン	2023/11/03 08:20	< 4.9E+00	< 4.2E+00	< 4.8E+00
構内深井戸	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>#0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

(4/12)

(5/12)

2023年11月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/E建屋南東	2023/11/03 06:55	< 4.2E+00	< 4.2E+00	< 4.8E+00
プロセス主建屋北東	2023/11/03 07:25	< 4.7E+00	< 3.9E+00	< 3.3E+00
プロセス主建屋南東	2023/11/03 07:20	< 3.4E+00	< 4.5E+00	< 4.0E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/11/03 07:05	< 4.7E+00	< 3.9E+00	< 3.3E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/11/03 07:10	< 4.8E+00	< 4.2E+00	4.9E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/11/03 07:00	< 4.3E+00	< 4.5E+00	< 3.3E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/11/03 07:15	< 4.9E+00	< 4.9E+00	< 5.2E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{+O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2023年11月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/11/03 07:50	1.2E+01	< 7.2E-01	6.9E+00
物揚場排水路	2023/11/03 08:00	< 3.1E+00	< 7.0E-01	1.3E+00
K排水路	2023/11/03 06:00	9.4E+00	< 4.1E-01	6.6E+00
BC排水路	2023/11/03 06:00	< 3.1E+00	< 7.6E-01	< 6.5E-01
D排水路	2023/11/03 07:55	< 3.1E+00	< 5.0E-01	< 6.8E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取当日の検体量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

(6/12)

(7/12)

2023年11月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

検出地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
No.0-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 #1	2023/11/01 07:16	2.5E+01	7.2E+02	-	-	-	-	-	-	9.0E+01	-
No.1-11		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 不等号 (<) の値は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 - 規定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 - O.OE#0とは、 $0.0 \times 10^{00}$ であることを意味する。  
 - (例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^{01}$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^{00}$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-01}$ で0.31と読む。  
 - H-3以外は瓶にお知らせ済み。  
 ※1. No.1-9は、検水票による採取であるため、Y測定は実施せず、全βは参考値としての値後に測定。

(8-12)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)				
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/11/01 07:25	7.3E+02	1.6E+03	< 2.9E-01	< 2.9E-01	< 3.2E+00	< 1.6E+00	8.0E-01	4.4E+01	-	-	-	-	-
No.2-7	2023/11/01 07:28	3.5E+02	2.0E+03	< 2.3E-01	< 3.1E-01	< 2.6E+00	< 1.1E+00	5.4E-01	2.4E+01	5.1E+02	-	-	-	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不符号 (<)・小文字は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・C.O.E±0とは、 $0.0 \times 10^{40}$ であることを意味する。

・例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※2 No.2-5、No.3-5は、取水器による採取であるため、正確性は保証せず。全βは参考値としての結果に注意。



(9/12)

2023年11月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他の観測項目					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ni-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	2023/11/03 07:10	1.4E+04	< 2.8E-01	< 3.7E-01	< 3.5E+00	< 1.4E+00	< 4.1E-01	3.0E+00	-	
No.1-6	2023/11/03 07:40	1.4E+06	< 8.1E+01	< 7.9E+01	< 3.4E+03	< 2.4E+03	7.9E+03	4.1E+05	-	
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-9	2023/11/03 07:25	2.7E+01	-	-	-	-	-	-	9.5E+01	
No.1-11	2023/11/03 07:20	9.3E+01	< 3.3E-01	< 4.3E-01	< 3.3E+00	< 1.3E+00	< 3.8E-01	4.6E+00	-	
No.1-12	2023/11/03 07:45	6.2E+02	< 1.1E+00	< 1.5E+00	< 1.7E+01	< 8.0E+00	5.1E+00	2.5E+02	-	
No.1-14	2023/11/03 07:30	6.6E+03	< 4.0E-01	< 3.6E-01	< 3.6E+00	< 1.4E+00	< 3.6E-01	1.4E+01	-	
No.1-16	2023/11/03 07:50	7.5E+04	< 3.1E-01	< 4.3E-01	< 4.2E+00	< 2.3E+00	1.4E+00	6.4E+01	-	
No.1-17	2023/11/03 07:15	1.0E+05	< 3.5E-01	< 2.1E-01	< 3.9E+00	< 1.6E+00	< 4.3E-01	4.5E+00	-	

・不符号 (<:小丸)は、検出限界未満 (ND)を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>O</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ※1 No.1-9は、排水量による測定であるため、詳細は実施日誌。全βは参考値としてこの表に記載。

(10 / 12)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	その他(観測孔)検出検限					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)				
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)								
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/11/03 07:04	6.8E+02	< 3.3E-01	< 3.9E-01	< 2.6E+00	< 1.0E+00	< 3.7E-01	3.1E+00	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2023/11/03 07:00	3.2E+02	< 2.6E-01	< 2.8E-01	< 2.5E+00	< 9.9E-01	< 2.0E-01	1.3E+01	5.2E+02	-	-	-	-	-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不等号 (< ; 未満) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。  
 ・O.0E+0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$  であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は  $3.1 \times 10^{+1}$  で31、3.1E+00は  $3.1 \times 10^{+0}$  で3.1、3.1E-01は  $3.1 \times 10^{-1}$  で0.31と読み。  
 ※2 No.2-5、No.3-5は、採水筒による採取であるため、γ測定は実施せず、全βは検出限として5段階に測定。

(11/12)

2023年11月4日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内, 放水口付近&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/11/03 07:22	—	< 9.2E-01	< 7.5E-01
1F 5号機取水口前	2023/11/03 08:07	< 1.3E+01	< 3.0E-01	2.2E-01
1F 物掃場前	2023/11/03 07:45	1.7E+01	< 3.2E-01	3.5E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/11/03 07:40	1.5E+01	< 3.5E-01	4.4E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (運水壁前)	2023/11/03 06:52	< 1.3E+01	< 3.3E-01	7.7E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/11/03 06:45	1.1E+01	< 6.9E-01	< 6.1E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/11/03 06:49	< 1.4E+01	< 3.6E-01	< 2.7E-01
1F 港湾中央	2023/11/03 06:40	< 1.4E+01	< 3.7E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内東側	2023/11/03 06:43	< 1.3E+01	< 3.7E-01	< 2.8E-01
1F 港湾内西側	2023/11/03 06:38	1.4E+01	< 3.3E-01	< 3.9E-01
1F 港湾内北側	2023/11/03 06:35	< 1.3E+01	< 2.5E-01	3.5E-01
1F 港湾内南側	2023/11/03 06:46	< 1.3E+01	< 3.4E-01	< 3.3E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・物掃場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(12/12)

2023年11月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンプリング)	L 2023/10/31 08:19	690	東京電力	< 1.8E+00	7.8E+02	< 7.4E-01	< 5.5E-01	検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 3.2E-01	8.2E+02	< 5.6E-01	< 4.8E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないうこと※2
WHO飲料水水質ガイドライン					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
告示濃度限度※3					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。  
・0.0E±0 とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確保する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

15時 10分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25131報)

2023年 11月 4日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25128報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクKに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10時44分 ・排水終了 : 14時26分 ・排水量 : 550m <sup>3</sup>  排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分:E】 ※添付の有り・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。